

産業分類検討チームにおける主な御意見とその対処方針

産業分類検討チームにおける御意見

No.	御意見	対処方針（案）
生産物分類策定研究会における産業分類改定に係る御指摘・御意見		
○ 大分類 E - 製造業及び大分類 I - 卸売業、小売業に関する御意見		
1	<p>● C-7 産業分類におけるファブレス企業の扱いについて</p> <p>「ファブレス企業」の扱いについては現行の「卸売業」のままということであったが、ISIC でも検討中である。その検討において「知識生産物（設計・デザインの部分であったと思う。）」というような言葉が出ていたと思うが、ISIC での検討結果はどのようになったのか。今回の「ファブレス企業」の扱いは、ISIC での議論を反映したものなのか。</p> <p>【参考】 第 10 回検討チームの提案・・・第 12 回検討チームにおいて下線部を追記。</p> <p>（対応案） 現行のままとする。</p> <p>（対応案とする理由） ファブレスメーカーとは、「製品の企画や設計のみを自社で行い、生産は外部に委託しているメーカー（※）」を指している。</p> <p>現行産業分類においては、新たな製品の製造加工を行い卸売する事業所は大分類 E - 製造業に分類され、製造問屋（自らは製造を行わないで、自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品をつくらせ、これを自己の名称で卸売するもの）は大分類 I - 卸売業、小売業に分類される。</p> <p>製造問屋の説明に「製品の企画や設計を行う」との記載はないが、自社製品を卸売するために企画や設計を行っている場合も、その事業の付加価値は卸売することであるため大分類 I - 卸売業、小売業に分類される。</p> <p>生産物分類ではファブレス企業と他の製造業を区分していないが、産業分類では自ら製造を行うか否かによって異なる大分類に分類されることから、産業分類と生産物分類を補完的に活用することにより産業・生産構造の実態がより把握できることを目指したい。</p> <p>なお、ファブレス企業について今回の改定において変更は行わないが、<u>国際分類の改定において製品の企画や設計に関連する知的財産製品の所有権を持つ場合は製造業に分類するとの検討が行われている</u>。今後の国際分類の検討結果や経済・社会の環境の変化等を踏まえて、日本標準産業分類第 15 回改定時の課題として検討することも考えられる。</p> <p>※日本銀行調査統計局「金融統計調査票の記入要領 2021 年 3 月」より</p>	<p>御意見をいただいた「知識生産物」は、確認したところ IPP（知的財産製品）のことと理解している。現行の ISIC において、工場を持たない製造業者（FGPs）の扱いは、FGPs の事業者が投入原材料を所有している場合は製造業に分類されるが、投入原材料の所有権を持っていない場合は卸売業に分類されるという整理をしている。</p> <p>今回の ISIC 改定においては、投入原材料に加え、知的財産関係も含めるというような形で拡張されている一方、現行の日本標準産業分類は、自社製品を卸売するために企画や設計を行っている場合も、その事業の付加価値は卸売することであるため大分類 I - 卸売業、小売業に分類される。</p> <p>日本標準産業分類におけるファブレス企業の扱いは、第 10 回検討チームにおいて御提案したとおり、今回の改定において変更は行わない。</p> <p>また、今回の改定においては、ファブレス企業が原材料を所有しているのか、さらには知的財産権を保有しているのかなどの視点の扱いの結論を導出することは予定していないが、今後の国際分類の検討結果等を踏まえて、日本標準産業分類第 15 回改定時の課題として検討することも考えられる。</p> <p style="text-align: right;">（事務局）</p>

○ 大分類G－情報通信業及び大分類I－卸売業、小売業に係る御指摘・御意見

2 ● C-9 インターネット販売と店舗における販売を区分し、インターネットによる販売を把握できるようにしてほしいという御意見について

インターネット販売について、NAICSにおいて無店舗小売業は、店舗の有無によってインターネット販売と店舗による販売を区別しなくなっており、ISICも同じような変更が行われる見込みである。これは、インターネットと店舗も持っているいわゆる兼業が多く、仮に無店舗だけを特出ししたとしても、インターネット販売自体を把握できないので無意味であり、また格付も難しいということによる。

そもそも産業分類では把握できないため国際分類において議論がなされたのに、日本の場合には経済センサス-活動調査でインターネット販売比率を調査しているのでインターネット販売の構成比が把握できているという「対応案」の記載は過度ではないか。

また、「対応案とする理由」欄の記述についても、店舗のない事業所は全て無店舗小売業に格付けされるため、産業格付は非常に分かりやすく、当然、疑義件数等はなく、訂正件数もないだろうと思う。

問題の本質は、被調査者に対して、自分が無店舗小売業であるか否かが分からないことでなく、むしろ兼業している場合にどのように格付、把握するかということである。

産業構造を把握する上で、どのような分類にすればそれを的確に把握できるかという観点からの問題意識は、今後も持つべきであり、特に国際分類との比較において重要と考える。

現在、調査上に大きな問題はないが、現行の産業分類ではインターネット販売と実店舗販売を兼業している事業者を把握できず、産業構造を正確にとらえるためにどのような分類にすれば的確に把握できるかという課題があることを担当省庁と共有した。

この課題については、今後の国際分類の検討結果や経済・社会の環境の変化等を踏まえて、日本標準産業分類第15回改定時の課題として検討することも考えられる。

なお、左記御指摘を踏まえ、「対応案」及び「対応案とする理由」を以下のとおり修正することとしたい。

(資料7-2参照)

(事務局)

【参考】第10回検討チームの提案…第12回検討チームにおいて一部削除し、下線部を追記。

(対応案)

電子商取引は、現行の分類で調査上に大きな問題はなく把握可能であるため、現行のままとする。

(対応案とする理由)

第3回産業分類検討チームにおいて、H28経済センサス-活動調査等のデータを用いて議論された結果を踏まえた理由は以下のとおりである。

「無店舗小売業」(インターネット販売)の見直しの必要性について検討したところ、当該分類におけるインターネット販売の構成比等は把握できている。

また、「無店舗小売業」の問題の有無等については、当該分類に関して分類の判断の際の疑義件数と訂正件数の割合はいずれも低く、それらの内容に大きな問題はなかった。

他方、現行の産業分類では、インターネット販売と実店舗販売を兼業している事業者を把握できないため、どのような分類にすれば産業構造を的確に把握できるかという課題がある。

なお、このような状況を考慮し、中分類「60 無店舗小売業」について今回の改定において変更は行わないが、今後の国際分類の検討結果や経済・社会の環境の変化等を踏まえて、日本標準産業分類第15回改定時の課題として検討することも考えられる。